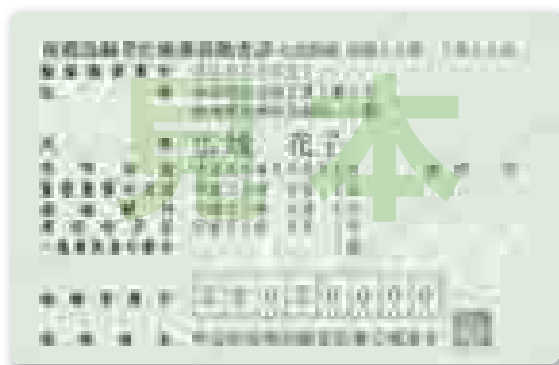


後期高齢者医療に関するお知らせ

後期高齢者医療の保険証が8月1日(水)に更新されます

後期高齢者医療の「保険証」は有効期間が1年間で、毎年8月1日に更新されます。新しい保険証は7月下旬に郵便（簡易書留）でお届けします。8月1日以降に医療機関にかかるときは、新しい保険証を提示してください。また、これまで使用していた**みず色**の保険証は破棄するか、町福祉保健課への返還をお願いします。

新しい保険証をお届けします



限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

現在交付を受けていて、引き続き平成30年度も住民税非課税世帯の方には、新しい保険証と一緒に郵便でお届けします。保険証の台紙の裏面にありますので捨てないように注意してください。

なお、これまで交付を受けていない方は、申請が必要です。下記までご相談ください。

【現在使用している保険証(みず色)】
有効期限◎7月31日(水)まで
※8月1日(水)以降は使用できません。

【新しい保険証(若草色)】
有効期限◎8月1日(水)から
平成31年7月31日まで(1年間)

後期高齢者医療の「保険料」が決定しました

後期高齢者医療保険料決定通知

平成29年中の所得に応じて確定した平成30年度の後期高齢者医療保険料を7月中旬に通知します。

保険料の納付方法は、原則年金から天引き（特別徴収）されますが、年金の額が年18万円未満の方などは、納付書や口座振替により納めていただきます（普通徴収）。

なお、保険料の納付には口座振替が便利です。年金天引きの方も口座振替に変更できますので、希望される方は下記までご相談ください。

平成30年度保険料軽減措置

後期高齢者医療の保険料は、県内の加入者全員に等しく納めていただく「均等割額」と、加入者本人の所得に応じて納めていただく「所得割額」があります。

【均等割額】
39,710円

【所得割額】
基礎控除後の被保険者本人の総所得金額×8.07%

保険料は世帯主および被保険者の所得に応じて、次の表のとおり軽減されます

均等割額の軽減

世帯主および被保険者の総所得金額が次の額以下の世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
基礎控除額(33万円)以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)	9割	3,971円
基礎控除額(33万円)	8.5割	5,956円
基礎控除額(33万円) + 27.5万円 × 世帯の被保険者の数	5割	19,855円
基礎控除額(33万円) + 50万円 × 世帯の被保険者の数	2割	31,768円

職場の健康保険などの被扶養者であった方の軽減

該当する方の条件等	軽減割合	均等割額
後期高齢者医療に加入する前日に職場の健康保険等の被扶養者であった方 ※国民健康保険(国保)と国民健康保険組合(国保組合)に加入していた方は、該当しません。	5割	19,855円

所得割額の軽減見直し

特例措置であった所得割額の軽減は平成30年度より廃止となります。

歯科健診のご案内

後期高齢者医療制度の被保険者を対象に「歯科健診」を無料で実施します。希望される方へ「受診券」と「健診票」をお送りしますので、下記までご連絡ください。

問●町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

7月31日(火)は固定資産税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納期限です

納め忘れがないか
ご確認ください

■各税の納期限(口座振替日)

項目	期別	納期限(口座振替日)	期別	納期限(口座振替日)
固定資産税	2期	7月31日(火)		
国民健康保険税(普通徴収)	1期・一括	7月31日(火)		
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	1期・一括	7月31日(火)		
町県民税(普通徴収)			1期・一括	7月2日(月)

■町税や各種使用料などの納付には、口座振替が利用できます

- ①町税 ②水道使用料 ③下水道使用料
④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料
⑥児童クラブ利用料 ⑦子ども園利用料 ⑧学校給食費
⑨下水道受益者負担金 ⑩後期高齢者医療保険料

口座振替を希望する方は
次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 北都銀行 ○秋田銀行 ○羽後信用金庫
○秋田おばこ農協 ○秋田ふるさと農協 ○ゆうちょ銀行
※手続きには通帳と金融機関に届け出している印鑑が必要です。

■国民健康保険税の減免申請期限は7月24日(火)です

生活困窮等に該当する方は減免の対象となる場合があります。

※減免の申請は納税通知書がお手元に届いてからとなります。

※納期限を過ぎたものや、すでに納付されたものは減免できませんのでご注意ください。

※減免申請は町税務課で受付しています。各出張所では受付していませんのでご注意ください。

また、失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得ない事情により税の納付が難しい場合は、お早めに町税務課にご相談ください。

問 町税務課 ☎0187(84)4902

国民健康保険税についてのお知らせ

平成30年度の国民健康保険税の納税通知書を7月上旬に送付します。国民健康保険加入世帯の世帯主様へ発送しますので内容をご確認ください。

※介護保険分は、40歳以上65歳未満の方が対象(65歳以上は国民健康保険税とは別)になります。

■平成30年度の税率

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割額(所得に応じて計算)	6.6%	2.7%	1.7%
資産割額(固定資産税額に応じて計算)	7.23%	3.27%	2.52%
均等割額(加入者数に応じて計算)	23,800円	8,000円	7,500円
平等割額(1世帯いくらと計算)	22,000円	7,000円	4,300円
賦課限度額(上限額)	58万円	19万円	16万円

■軽減制度の拡大

国保加入者全員(世帯主を含む)の前年中の所得合計額が一定基準以下の場合、均等割額と平等割額が軽減される制度があります。算定において被保険者等の数に乗ずべき所得基準金額を次のとおり改正しました。

	改正前	改正後
5割軽減	27万円	27万5千円
2割軽減	49万円	50万円

※所得不明(未申告)の方がいる場合は、軽減が受けられないことがあります。詳しくは、下記へお問い合わせください。

■特別徴収(年金からの天引き)

次の3項目すべてに該当する方は、特別徴収(年金天引き)となります。

- ①世帯主が国民健康保険の被保険者となっている。
- ②世帯内の国民健康保険の被保険者の方が全員65歳以上74歳までである。
- ③対象の年金額が18万円以上で、国保税と介護保険料を合わせて年金額の2分の1を超えない。

これらの要件から外れた場合や税額に変更があった場合は、自動的に引き落としが中止になり普通徴収に変更されます。また、特別徴収が不都合な場合は、申し出により納付方法を口座振替に変更できますのでご連絡ください。

【納付が困難なとき】特別な事情により納付が困難なときは、未納のままにせずお早めに町税務課へご相談ください。

問 町税務課 住民税班 ☎0187(84)4902